

育児・介護休業等に関する規則

第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 本規則は、職員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

第 2 章 育児休業制度

(育児休業の対象者)

第 2 条 育児のための休業を希望する職員（日雇職員を除く）であつて、1 歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。ただし、期間契約職員にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、育児休業をすることができる。

- (1) 引き続き雇用された期間が 1 年以上であること
- (2) 子が 1 歳に達する日を超えて雇用関係が継続することが見込まれること
- (3) 子が 1 歳に達する日から 1 年を経過するまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

2. 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が 1 歳 2 か月に達するまでの間で、出産日以降の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が 1 年を限度として、育児休業をすることができる。ただし、職員の育児休業を開始しようとする日が子の 1 歳の誕生日の翌日以降である場合にはこの限りではない。

- (1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- (2) 職員の配偶者であつて育児休業の対象になる子の親であり、1 歳以降育児に当たる予定であつた者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

3. 育児休業中の職員又は配偶者が育児休業中の職員は、次の事情がある場合に限り、子の 1 歳の誕生日から 1 歳 6 か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として、子の 1 歳の誕生日に限るものとする。

- (1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- (2) 職員の配偶者であつて育児休業の対象になる子の親であり、1 歳以降育児に当たる予定であつた者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

4. 第 1 項、第 2 項及び前項にかかわらず、法人と職員の過半数を代表する者との間で締結された育児休業に関する労使協定（以下「育児休業協定」という）により、育児休業の対象から除外することとされた次の職員は、育児休業をすることができ

ない。

- (1) 引き続き雇用された期間が 1 年未満の職員
- (2) 申出の日から 1 年以内（第 3 項の申出をする場合は、6 か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員

（育児休業申出の手続き等）

第 3 条 育児休業を希望する職員は、原則として育児休業を開始する日（以下「休業開始予定日」という）の 1 か月前（第 2 条第 3 項に基づく 1 歳を超える休業の場合は、2 週間前）までに育児休業申出書（様式 1）を法人に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の期間契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2. 前項に規定する申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、1 子につき 1 回限りとし、双子以上の場合も 1 子とみなす。ただし、産後休業をしていない職員が、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から 8 週間以内にした最初の育児休業については、1 回の申出に含めないこととする。

- (1) 第 2 条第 1 項に基づく休業をした者が同条第 3 項に基づく休業の申出をしようとする場合、又は、前項後段の申出をしようとする場合
- (2) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合

3. 法人は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4. 育児休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という）に対し、育児休業取扱通知書（様式 2）を交付する。

5. 申出の日後に申し出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後 2 週間以内に法人に育児休業対象児出生届（様式 3）を提出しなければならない。

（育児休業の申し出の撤回等）

第 4 条 申出者は、休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届（様式 4）を法人に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。なお、育児休業撤回届が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（様式 2）を交付する。

2. 育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出することができない。ただし、第 2 条第 1 項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第 2 項に基づく休業の申出をすることができる。

3. 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業の申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。

この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、法人にその

旨を通知しなければならない。

(育児休業の期間等)

第 5 条 育児休業の期間は、原則として、子が 1 歳に達するまで（第 2 条第 2 項及び第 3 項に基づく休業の場合は、子が 1 歳 6 か月に達するまで）を限度として育児休業申出書（様式 1）に記載された期間とする。

2. 前項にかかわらず、法人は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

3. 職員は、育児休業期間変更申出書（様式 5）により法人に、育児休業開始予定日の 1 週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下、「育児休業終了予定日」という）の 1 か月前（第 2 条第 3 項に基づく休業をしている場合は、2 週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。なお、育児休業期間変更申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（様式 2）を交付する。

育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として 1 回限り行うことができるが、第 2 条第 2 項に基づく休業の場合には、第 2 条第 1 項に基づく休業とは別に、子が 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの期間内で、1 回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

4. 職員が、育児休業終了予定日の繰り上げ変更を希望する場合には、育児休業期間変更申出書（様式 5）により法人に申し出るものとし、法人がこれを適当と認めた場合には、原則として繰り上げた育児休業終了予定日の 1 週間前までに、本人に通知する。

5. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業を終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子の死亡等、育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から 2 週間以内であって、法人と本人が話し合いの上決定した日とする）

(2) 育児休業に係る子が 1 歳に達した場合等

子が 1 歳に達した日（第 2 条第 2 項に基づく休業の場合を除く。同条第 3 項に基づく休業の場合は、子が 1 歳 6 か月に達した日）

(3) 申出者について、産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業が始まった場合

産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

(4) 第 2 条第 2 項に基づく休業において、出生日以後の産前産後休業期間と育児休業期間との合計が 1 年に達した場合

当該 1 年に達した日

6. 前項第 1 号の事由が生じた場合には、申し出者は原則として当該事由が生じた日に、法人にその旨通知しなければならない。

第 3 章 介護休業制度

(介護休業の対象者)

第 6 条 要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員は除く）は、この規則の定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、期間契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。

- (1) 引き続き雇用された期間が 1 年以上であること
- (2) 介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始日」という）から 9 3 日を経過する日（9 3 日経過日）を超えて雇用関係が継続することが見込まれること
- (3) 9 3 日経過日から 1 年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

2. 前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫であって職員と同居し、かつ、扶養している者
- (6) 上記以外の家族で法人の認めた者

3. 第 1 項にかかわらず、法人と職員の過半数を代表する者との間で締結された介護休業に関する労使協定（以下「介護休業協定」という）により、介護休業の対象から除外することとされた次の職員は介護休業をすることができない。

- (1) 引き続き雇用された期間が 1 年未満の職員
- (2) 申出の日から 9 3 日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員

(介護休業の申し出の手続き等)

第 7 条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の 2 週間前までに、介護休業申出書（様式 6）を法人に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の期間契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2. 申出は、特別の事情がない限り、対象家族 1 人につき 1 要介護状態ごとに 1 回とする。ただし、第 1 項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

3. 法人は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出

を求めることがある。

4. 介護休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業申出書を提出した職員（以下この章において「申出者」という）に対し、介護休業取扱通知書（様式 2）を交付する。

（介護休業の申し出の撤回等）

第 8 条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届（様式 4）を法人に提出することにより、介護休業の申し出を撤回することができる。

なお、介護休業撤回届が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書（様式 2）を交付する。

2. 介護休業の申し出を撤回した者について、同一対象家族の同一要介護状態に係る再度の申し出は原則として 1 回とし、特段の事情がある場合について法人がこれを適当と認めた場合には、1 回を超えて申し出ることができるものとする。
3. 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申し出はされなかったものとみなす。
この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。

（介護休業の期間等）

第 9 条 介護休業の期間は、対象家族 1 人につき、原則として通算 93 日の範囲（介護休業開始予定日から起算して、93 日を経過する日までをいう）内で、介護休業申出書（様式 6）に記載された期間とする。ただし、同一家族について、異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は第 14 条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その日数も通算して 93 日間までを原則とする。

2. 前項にかかわらず、法人は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
3. 職員は、介護休業期間変更申出書（様式 5）により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という）の 2 週間前までに法人に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算 93 日（異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は第 14 条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は、93 日からその日数を控除した日数）の範囲を超えないことを原則とする。

なお、介護休業期間変更申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書（様式 2）を交付する。

4. 職員が介護休業終了予定日の繰り上げ変更を希望する場合には、介護休業期間変更申出書（様式 5）により変更後の介護休業終了予定日の 2 週間前までに法人に申し出るものとし、法人がこれを適当と認めた場合には、速やかに本人に通知する。
5. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 家族の死亡等、介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から 2 週間以内であって法人と本人が話し合いの上決定した日とする）

(2) 申出者について、産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合

産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日

6. 前項第 1 号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、法人にその旨を通知しなければならない。

第 4 章 子の看護休暇・介護休暇

(子の看護休暇)

第 10 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員は除く）は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子を世話するために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則（常勤職員）第 4 7 条及び就業規則（嘱託職員）第 4 4 条に規定する年次有給休暇とは別に、1 年間につき、当該子が 1 人の場合は 5 日間、2 人以上の場合は 10 日間を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、法人と職員の代表者との間で締結された子の看護休暇等に関する労使協定（以下「子の看護休暇協定」という）により、子の看護休暇の対象から除外することとされた次の職員は、この限りでない。

(1) 引き続き雇用された期間が 6 か月未満の職員

(2) 1 週間の所定就業日数が、2 日以内の職員

2. 取得しようとする者は、原則として、事前に法人に申し出るものとする。

3. 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

(介護休暇)

第 10 条の 2 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（日雇職員は除く）は、就業規則（常勤職員）第 4 7 条及び就業規則（嘱託職員）第 4 4 条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、法人と職員の代表者との間で締結された労使協定（以下、「介護休暇協定」という）により、介護休暇の対象者から除外することとされた次の職員は、この限りでない。

(1) 引き続き雇用される期間が 6 か月未満の職員

(2) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員

2. 取得しようとする者は、原則として、事前に法人に申し出るものとする。

3. 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

第 5 章 時間外労働の制限・所定外労働の免除

(育児・介護のための時間外労働の制限)

第 1 1 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員は除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第 4 2 条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1 か月について 2 4 時間、1 年間について 1 5 0 時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2. 前項にかかわらず、次の職員は時間外労働の制限を請求することができない。

(1) 引き続き雇用された期間が 1 年未満の職員

(2) 1 週間の所定労働日数が、2 日以下の職員

3. 請求しようとする者は、1 回につき、1 か月以上 1 年以内の期間（以下この条において「制限期間」という）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の 1 か月前までに育児・介護のための時間外労働制限請求書（様式 7）を法人に提出するものとする。この場合において、制限期間は、第 1 1 条の 2 第 3 項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。

4. 請求の日後に請求に係る請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という）は、出生後 2 週間以内に法人に時間外労働制限対象児出生届（様式 3）を提出しなければならない。

5. 制限開始予定日の前日までに、請求に係る家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。

この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。

6. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日

(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が 6 歳に達する日に属する年度の 3 月 3 1 日

(3) 請求者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日

7. 前項の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、法人にその旨を通知しなければならない。

(育児のための所定外労働の免除)

第 1 1 条の 2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員は除く）が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2. 前項にかかわらず、法人と職員の代表者との間で締結された労使協定によって定められた次の職員は所定外労働の免除の申出をすることができない。
 - (1) 引き続き雇用された期間が 1 年未満の職員
 - (2) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員
3. 申出をしようとする者は、1 回につき、1 か月以上 1 年以内の期間（以下、「免除期間」という。）について、免除を開始しようとする日（以下「免除開始予定日」という）及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、免除開始予定日の 1 か月前までに、育児のための所定外労働免除申出書（様式 1 3）を法人に提出するものとする。この場合において、免除期間は、前条に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
4. 法人は、所定外労働免除申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
5. 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働免除申出書を提出した者（以下「免除申出者」という）は出生後 2 週間以内に法人に所定外労働免除対象児出生届（様式 3）を提出しなければならない。
6. 免除開始予定日の前日までに、申出に係る子の死亡等により免除申出者が子を養育しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、免除申出者は、原則として当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。
7. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子の死亡等免除に係る子を養育しないこととなった場合。
当該事由が発生した日
 - (2) 免除に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が 6 歳に達する日が属する年度の 3 月 31 日
 - (3) 免除申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始の前日
8. 前項第 1 項の事由が生じた場合には、免除申出者は、原則として当該事由が生じた日に法人にその旨を通知しなければならない。

第 6 章 深夜業の制限

（育児・介護のための深夜業の制限）

- 第 1 2 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員は除く）が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則（常勤職員）第 4 4 条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後 1 0 時から午前 5 時までの間（以下「深夜」という）に労働させることはない。
2. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は深夜業の制限を請求すること

ができない。

- (1) 引き続き雇用された期間が 1 年に満たない職員
 - (2) 請求に係る家族の 16 歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員
 - ア. 深夜において就業していない者（1 か月について深夜における就業が 3 日以下の者を含む）
 - イ. 心身の状況が、請求に係る子の養育又は家族の介護をすることができる者であること
 - ウ. 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産予定でないか、又は産後 8 週間以内でない者であること
 - (3) 1 週間の所定労働日数が、2 日以下の職員
 - (4) 所定労働時間の全部が深夜にある職員
3. 請求しようとする者は、1 回につき、1 か月以上 6 か月以内の期間（以下この条において「制限期間という」）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の 1 か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書（様式 8）を法人に提出するものとする。
4. 法人は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
5. 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という）は、出生後 2 週間以内に法人に深夜業制限対象児出生届（様式 3）を提出しなければならない。
6. 制限開始予定日の前日までに、請求に係る家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。
この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。
7. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が 6 歳に達する日が属する年度の 3 月 31 日
 - (3) 請求者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
8. 前項第 1 号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、法人にその旨を通知しなければならない。
9. 制限期間中の給与については、勤務時間の短縮等の措置における支給方法に準じて、給料及び諸手当を支給する。
10. 深夜業の制限を受ける職員に対して、法人は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

第 7 章 勤務時間の短縮等の措置

(育児短時間勤務)

- 第 13 条 1 日の所定労働時間が 6 時間を超える職員（日雇職員は除く）であって、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、法人に申し出ることにより、就業規則（常勤職員）第 37 条及び就業規則（嘱託職員）第 33 条の所定労働時間を、30 分以上 2 時間以下の範囲内において 30 分単位で短縮する短時間勤務制度の適用を受けることができる。又、本人の希望により、育児短時間勤務制度に代え、始業・終業時間繰り下げる制度の適用を受けすることができる。この制度の適用期間の勤務時間及び始業・終業時刻にかんしては、法人職員との話し合いにより、個々に定めるものとする。1 歳 6 か月に満たない子を養育する女性職員は更に別途 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる。
2. 前項にかかわらず、法人と職員の代表者との間で締結された労使協定によって定められた次の職員は育児短時間勤務の申出をすることができない。
- (1) 引き続き雇用された期間が 1 年未満の職員
 - (2) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員
3. 申出をしようとする者は、1 回につき、1 年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして原則として、短縮開始予定日の 1 か月前までに、育児短時間勤務申出書(様式 10)により法人に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、法人は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書(様式 12)を交付する。その他適用のための手続等については、第 3 条から第 5 条までの規定（第 3 条第 2 項及び第 4 条第 2 項を除く）を準用する。
4. 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規程に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当を支給する。
5. 賞与は、その算定対象期間に 1 か月以上本制度の適用を受ける期間がある場合においては、その期間に応じて、1 か月毎に短縮時間に比例して減額を行うものとする。
6. 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(介護短時間勤務)

- 第 14 条 1 日の所定労働時間が 6 時間を超える職員（日雇職員は除く）であって要介護状態にある家族を介護する者は、法人に申し出ることにより、対象家族 1 人当たり通算 93 日の範囲内を原則として、就業規則（常勤職員）第 36 条及び就業規則（嘱託職員）第 35 条の所定労働時間について、次の各号に掲げる介護短時間勤務の制度のなかで、いずれかの適用を受けることができる。
- (1) 1 日の所定労働時間において 2 時間を超えない範囲内で、30 分単位で就業時間を短縮する制度
 - (2) 始業・終業を繰り上げ又は繰り下げる制度

この制度の適用期間の勤務時間及び始業・終了時刻に関しては、法人と職員との話し合いにより個々に定めるものとする。ただし、同一家族について既に介護休業をした場合又は異なる要介護状態について介護短時間勤務者の適用を受けた場合は、その日数も通算して 93 日間までを原則とする。

2. 前項にかかわらず、法人と職員の代表者との間で締結された労使協定によって定められた次の職員は介護短時間勤務の申出をすることができない。
 - (1) 引き続き雇用された期間が 1 年未満
 - (2) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員
3. 申出をしようとする者は、1 回につき、93 日（介護休業をした場合又は異なる要介護状態について介護短時間勤務の適用を受けた場合は、93 日からその日数を控除した日数）以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の 2 週間前までに、介護短時間勤務申出書（様式 1 1）により法人に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、法人は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書（様式 1 2）を交付する。その他適用のための手続等については、第 7 条から第 9 条までの規定を準用する。
4. 本制度の適用を受ける間の給与については、その者の受ける給料月額及び諸手当の額に、介護短時間勤務の 1 週間の所定労働時間を通常の 1 週間の所定勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という）を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる）とする。
5. 賞与は、その算定対象期間に 1 か月以上本制度の適用を受ける期間がある場合においては、その期間に応じて、1 か月毎に短縮時間に比例して減額を行うものとする。
6. 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第 8 章 その他の事項

（給与等の取扱い）

- 第 15 条 育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。
2. 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
 3. 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。
 4. 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業した期間を勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。

（育児休業期間中の社会保険料の取扱い）

- 第 16 条 育児休業中の職員は、育児休業中の社会保険料の被保険者負担分の免除の

申し出をする場合には、「健康保険・厚生年金保険育児休業保険料免除申出書」により、申し出るものとする。ただし、申出が行われない場合は、法人は、各月に法人が納付した額を翌月 10 日までに職員に請求するものとし、職員は法人が指定する日までに支払うものとする。

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第 17 条 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に法人が納付した額を翌月 10 日までに職員に請求するものとし、職員は法人が指定する日までに支払うものとする。

(教育訓練)

第 18 条 法人は、3 か月以上の育児休業又は 1 か月以上の介護休業をする職員で、休業期間中、職場復帰プログラムの受講を希望する者に同プログラムを実施する。

(復帰後の勤務)

第 19 条 育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。
2. 前項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の 1 か月前又は介護休業終了予定日の 2 週間前までに正式に決定し通知する。

(復帰後の給与)

第 20 条 復帰後の給与は、原則として育児・介護休業前の水準を下回らないものとする。ただし、部署及び職務の変更等特別の事情がある場合はこの限りではない。

(年次有給休暇)

第 21 条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算出に当たっては、育児・介護休業をした日及び子の看護休暇・介護休暇を取得した日は出勤したものとみなす。

(法令との関係)

第 22 条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務並びに介護短時間勤務に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附 則

1. この規則を改廃するときは、職員の過半数を代表する者の意見を聴いて行う。
2. この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。